

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
唐澤祥人

### 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

平成 21 年 1 月 16 日付厚生労働省告示第 4 号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、薬事法の規定に基づき承認を得た新医薬品で、薬価基準への収載希望のあったエイズ薬 2 成分 2 品目を薬価基準の別表に第 20 部追補(16)として緊急的に収載したものであります。

同時に、同日付保医発 0116001 号厚生労働省保険局医療課長通知により、今回の新医薬品の薬価基準収載に伴う留意事項が、下記のとおり示されました。

また、同日付保発 0116002 号厚生労働省保険局長通知により、今回薬価基準に収載された「インテレンス錠 100 mg」及び「シーエルセントリ錠 150 mg」につきましては、平成 21 年 2 月 1 日より投薬期間に上限なく投薬可能となりました。投薬期間については、掲示事項等告示において、新医薬品であって、薬価基準への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して 1 年を経過しないものについては、14 日分を限度として投薬することになっておりますが、厚生労働大臣が指定するものにあつては、1 年ではなく厚生労働大臣が指定する期間とされており、本剤について厚生労働大臣が指定する期間が平成 21 年 1 月 31 日までと示されたものであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 4 月号に掲載を予定しております。

### 記

#### ○ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

インテレンス錠 100 mg, シーエルセントリ錠 150 mg

これら製剤の特殊性にかんがみ、当該製剤を使用した患者に係る診療報酬明細書等の取扱いにおいては、当該患者の秘密の保護に十分配慮すること。

以上

(添付資料)

1. 官報 (平 21. 1. 16 第 4991 号抜粋)
2. 使用薬剤の薬価 (薬価基準) の一部改正について  
(平 21. 1. 16 保医発第 0116001 号 厚生労働省保険局医療課長通知)
3. 厚生労働大臣が指定する新医薬品等について  
(平 21. 1. 16 保発第 0116002 号 厚生労働省保険局長通知)

(参 考)

1. 薬価基準収載希望品目一覧表 (薬効分類別) 新医薬品 (平成 20 年 12 月承認予定分)



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○使用薬剤の薬価 (薬価基準) の一部を改正する件 (厚生労働四)

○厚生労働省告示第四号  
診療報酬の算定方法 (平成二十年厚生労働省告示第五十九号) の規定に基づき、使用薬剤の薬価 (薬価基準) (平成二十年厚生労働省告示第六十号) の一部を次のように改正する。  
平成二十一年一月十六日  
別表に第20部として次のように加える。  
厚生労働大臣 舛添 要一

品名	第20部内	追用	補規	(10) 薬格	単位	薬価	価
						円	
(い)					100mg 1錠	619.80	
インテレンス錠					100mg 1錠	619.80	
(し)					150mg 1錠	2,278.80	
シーエルセントリ錠					150mg 1錠	2,278.80	



保医発第0116001号  
平成21年1月16日

地方厚生（支）局医療指導課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

### 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）の一部が平成21年1月16日付厚生労働省告示第4号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

#### 記

##### 1 薬価基準の一部改正について

- (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への掲載希望があった医薬品（内用薬2品目）について、薬価基準の別表に掲載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に掲載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	8,902	4,436	3,146	42	16,526

##### 2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

インテレンス錠100mg、シーエルセントリ錠150mg

これら製剤の特殊性にかんがみ、当該製剤を使用した患者に係る診療報酬明細書等の取扱いにおいては、当該患者の秘密の保護に十分配慮すること。

( 参 考 )

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価 (円)
1	内用薬 インテレンス錠100mg	エトラピリン	100mg 1 錠	619.80
2	内用薬 シーエルセントリ錠150mg	マラビロク	150mg 1 錠	2,278.80



保発第0116002号  
平成21年1月16日

地方厚生（支）局長 }  
都道府県知事 } 殿

厚生労働省保険局長

厚生労働大臣が指定する新医薬品等について

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号）第10第2号（一）ハ中、厚生労働大臣が指定する新医薬品及び期間を別表のとおり定める。

なお、「厚生労働大臣が指定する新医薬品等について」（平成20年6月27日保発第0627001号）は、平成21年1月16日をもって廃止する。

別表

新 医 薬 品	期 間
・ アイセントレス錠400mg	・ 使用薬剤の薬価（薬価基準）への 掲載の日から平成20年6月30日まで
・ インテレンス錠100mg	・ 使用薬剤の薬価（薬価基準）への 掲載の日から平成21年1月31日まで
・ シーエルセントリ錠150mg	・ 使用薬剤の薬価（薬価基準）への 掲載の日から平成21年1月31日まで

# (参 考)

薬価基準収載希望品目一覧表 (薬効分類別)

新医薬品(平成二十年十二月承認予定分)

(内用薬)

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
1 内625	インテレンス錠100mg (ヤンセン ファーマ)	100mg1錠	エトラビリン	通常、成人にはエトラビリンとして1回200mgを1日2回食後に経口投与する。投与に際しては、必ず他の抗HIV薬と併用すること。
	(効能・効果) HIV-1感染症			

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
2 内625	シーエルセントリ錠150mg (ファイザー)	150mg1錠	マラビロク	通常、成人にはマラビロクとして1回300mgを1日2回経口投与する。なお、投与に際しては必ず他の抗HIV薬を併用し、併用薬に応じて適宜増減すること。本剤は、食事の有無にかかわらず投与できる。
	(効能・効果) CCR5指向性HIV-1感染症			